

**大法人の法人税電子申告義務化へ！
企業様向け電子申告セミナー**

2020年7月

Ⅲ. 電子申告の一連の流れ

Ⅲ. 電子申告の一連の流れ

1. 事前準備

①利用環境（パソコン、ネットワーク）の整備

利用するパソコン・ネットワークの環境を確認し、必要に応じて設定を行います。

②電子証明書の取得

申告データに署名として付与する電子証明書を取得します。

③ICカードリーダーライタの準備（ICカード形式の電子証明書を利用する場合のみ）

④利用者識別番号（国税）、利用者ID（地方税）の取得

電子申告に必要な識別番号をインターネット等を利用して取得します。

⑤電子証明書の事前登録（国税のみ）

利用者識別番号と紐づけるための登録を行います。

⑥提出先の登録（地方税のみ）

申告先の地方自治体に対して税目等を事前登録します。

⑦電子納付の事前届出

納付に利用する口座情報を税務署(国税分：書面)、地方税共同機構(地方税分：PCdesk + 書面)に申請します。

2. データ作成

①送信可能な形式でのデータ作成

送信可能なデータ形式（申告書部分:XTX形式、決算書部分:XBRL形式又はCSV形式）に合わせて申告データを作成します。

②リリース前別表（送信未対応帳票）・添付資料等のPDF作成

※リリース前別表（送信未対応帳票）

新年度用別表のうち、e-Tax側で受付ができない別表（通常、毎年9月ごろに大半の別表が送信可能になる）

◇ 送信容量の制限について

【国 税】 申告書部分：20MBまで イメージデータ：8MBまで

添付資料等は追加送信が可能で計88MBまで送信が可能です。

【地方税】 申 告： 申告等データと添付を合わせて8MBまで

申請・届出： 申請書データと添付を合わせて4MBまで

3. 署名・送信・確認

①署名

作成した申告データに電子署名を付与します。

②送信

国税電子申告・納税システム、地方税ポータルシステムへ送信を行います。

③即時通知確認

国税電子申告・納税システム、地方税ポータルシステムから自動通知される「即時通知」で到達を確認します。

④受信通知（国税：メール詳細、地方税：受付完了通知）の確認

「メッセージボックス」に格納されるメール詳細、受付完了通知で正常に受け付けられたことを確認します。

※メール詳細、受付完了通知で「エラー情報」が表示されている場合には修正等を行い、再送信する必要があります。

4. 事後処理

① 電子納付

◆ 国税

メッセージボックスに格納された「メール詳細」から電子納付（ダイレクト納付等）が可能です。

◆ 地方税

申告済みデータから「納付情報データ」を作成・送信し、一括で電子納付が可能です。

※ 国税、地方税ともにインターネットバンキングのほか、事前に口座情報を登録することで「ダイレクト納付」が可能です。

IV. 事前準備（詳細）

IV. 事前準備（詳細）

1. 利用環境（P C、ネットワーク）の整備

- ・利用するパソコンの推奨環境については、以下のHPでご確認ください。

【国税】 <http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo1.htm>

【地方税】 <https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/junbi/pckankyou/>

※電子申告に利用する申告ソフトによって推奨環境に差異がある可能性があります。

【達人シリーズ】 <http://www.tatsuzin.info/requirement/>

- ・電子申告の利用にあたっては、インターネットが利用できる環境が必要です。

※プロキシなどで社外接続を制限している場合には、国税電子申告・納税システム、地方税ポータルシステムへの接続を許可する設定が必要です。（接続先の設定情報については個別にお問い合わせください。）

2. 電子証明書の取得

※すでに人事部等で電子申告を行っている場合、取得済みの電子証明書を利用できます。

- ・電子証明書には、「電子ファイル形式」と「ICカード形式」の2種類があります。

利用可能な電子証明書については、以下のHPでご確認ください。

【国税】 <http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2.htm>

【地方税】 <https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/junbi/denshisyoumeisyo/>

※他の業務で利用しているICカードと干渉し、ICカード形式の電子証明書が共存できないケースがあります。

◇ 「署名」に関する制度の改正（利便性向上施策）

P.9 参照

「法人代表者の電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能」

3. ICカードリーダーの準備（ICカード形式の電子証明書を利用する場合のみ）

- ・ ICカードリーダーを用意し、電子申告を利用するPCに接続します。
- ・ 電子証明書を読み込むためには、カードリーダーの接続だけでなく、カード自体のドライバソフトもインストールする必要があります。

※利用可能なICカードリーダーについては、以下のHPをご参考ください。

【国税・地方税】

<http://www.ntt.com/business/services/application/authentication/jpki.html>

4. 利用者識別番号（国税）、利用者ID（地方税）の取得

※利用者識別番号と利用者IDは1法人につきそれぞれ一つの取得となるため、事前に他の部門で取得していないか必ず確認してください。

- ・利用者識別番号、利用者IDともにオンラインでの取得が可能 ※取得した番号、IDは永年利用可能です。

【国税】 <https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/index.htm>

【地方税】 <https://www.eltax.lta.go.jp/riyoutodokede>

- ・取得と同時にメッセージボックス（送信結果やお知らせ等が格納される場所）が開設されます。

◇ 複数の部署が電子申告を行う場合の注意点

メッセージボックスには、すべての申告・申請結果が格納されるため、自部署以外の申告結果が見えてしまう可能性があります。

※ 国税・・・フォルダ機能（パスワード付き）による閲覧制限が可能

IV. 事前準備（詳細）

5. 電子証明書の事前登録（国税のみ）

- ・電子証明として利用する電子証明書を国税電子申告・納税システムへ事前登録する必要があります。
※地方税では利用者IDの取得時に電子証明書を登録するため、別途作業は不要です。

【参考】電子証明書の差し替え

- ・国税・地方税ともに電子証明書の有効期限切れなどで新しい電子証明書を利用することになった場合には、改めて登録が必要となります。

6. 提出先の登録（地方税のみ）

- ・電子申告を行うすべての地方自治体に対して税目等を登録します。
- ・提出先や税目等が追加になった都度、新たに登録が必要となります。
※「達人シリーズ」では、申告書情報を利用した一括登録が可能です。

7. 電子納付の事前届出

- ・ダイレクト納付を利用の場合、事前に届出（書面）の提出が必要です。

	書類名	提出先	利用可能まで
国税	国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書	税務署	およそ1か月 ※金融機関により差異あり
地方税	地方税ダイレクト納付口座振替依頼書	金融機関	およそ1か月 ※金融機関により差異あり

申告データ送信後、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日での納付が可能です。
地方税については、各複数の自治体への納付を一括で行うことができます。また、対応の金融機関なら
どの金融機関からも納税が可能です。

◇ 対応金融機関はホームページで確認してください。

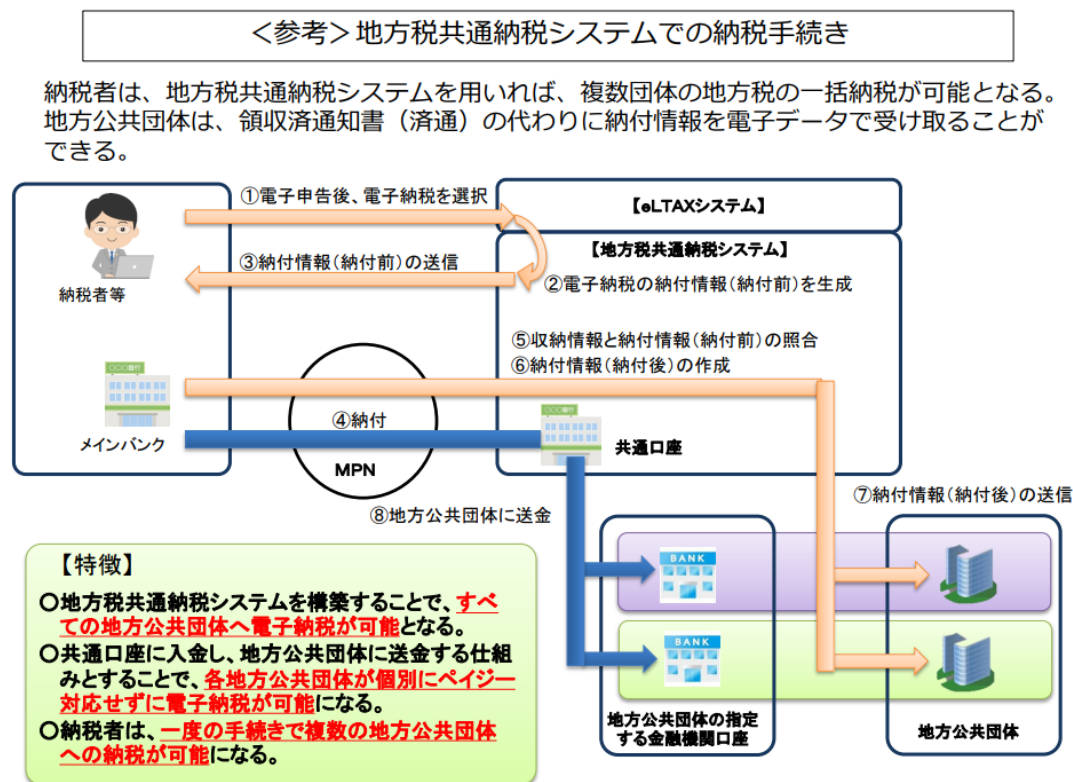
国税：<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/kinyu.htm>

地方税：<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

【補足】 「地方税共通納税システム」 について

納税者、地方公共団体双方の納付事務の効率化を目的として、令和元年10月1日より、複数の地方公共団体に対して一度の操作で電子的に納税が完了する「地方税共通納税システム」が稼働しました。

※地方税共通納税システムの関連ページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/gaiyou/>)



【補足】 「地方税共通納税システム」について

◆対応税目

（1）電子申告データと連動し納付する税目

- ・ 法人都道府県民税
- ・ 法人事業税
- ・ 地方法人特別税
- ・ 法人市町村民税
- ・ 事業所税
- ・ 個人住民税（退職所得に係る納入申告）

（2）納税者が納付金額を直接入力し納付する税目

- ・ 個人住民税（特別徴収分）※延滞金等含む
- ・ 法人都道府県民税の見込納付 及び みなし納付
- ・ 法人事業税の見込納付 及び みなし納付
- ・ 地方法人特別税の見込納付 及び みなし納付
- ・ 法人市町村民税の見込納付 及び みなし納付

◆納付方式

（1）情報リンク方式：インターネットバンキング経由の納税方式

（2）ダイレクト方式：事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納付する方式 ※国税(e-Tax)では導入済

（3）オンライン方式：ATMやインターネットバンキングに直接、ペイジーのキー情報を入力して納付する方式

8. 事前準備における注意点

- ・ 電子証明書の取得には一定の時間がかかりますので、事前準備全体で1か月程度の時間を要することを鑑み、準備は3か月前程度から着手することをお勧めします。
- ・ 利用者識別番号、利用者ID、電子証明書それぞれでパスワードの設定が必要になります。混同しないようパスワードの管理には十分注意してください。



NTT DATA

Trusted Global Innovator